

平成30年8月8日

実：第2回総務企画専門委員会決定

燃ゆる感動かごしま国体鹿児島市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）

イ 服飾品（帽子をいう。）

ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 大会

ア IDカード

イ 服飾品（帽子及びジャンパーをいう。）

ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配付とすることができるものとする。

(1) 競技役員

(2) 競技補助員

(3) 競技会係員

(4) 競技会補助員

(5) 選手、監督、大会関係者

(6) 視察員、報道員

(7) その他実行委員会が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 整備委託

実行委員会が競技団体に識別用品の整備を委託する場合における競技団体へ

の委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの予算額（以下「予算単価」という。）を超えないものとし、1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町と協議のうえ定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関し必要な事項は別に定める。